

【公印省略】

16柳保発第 996号
16和町発第1579号
16橋健国第 656号
平成17年 2月18日



関係機関各位

柳川市長 河野 弘 史

大和町長 石 田 宝 藏

三橋町長 矢ヶ部 広 巳

合併に伴う国民健康保険被保険者証及び老人医療証等各種
医療証の取扱について（通知）

このことについて、柳川市、大和町及び三橋町は、平成17年3月21日に新「柳川市」として合併するにあたりまして、国民健康被保険者証及び老人医療証等各種医療証の取扱いについて、下記のとおり実施したいと考えています。

つきましては、合併に伴い窓口での混乱を避けるため、事前に通知いたしますので、よろしくご指導方お願いいたします。

記

1 有効期限について

平成17年3月21日合併ですが、平成17年3月31日まで従前の被保険者証及び老人医療等各種医療証を使用できるようにしています。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



2 保険者番号及び負担者番号の変更について

	市町村名	種 別	法制番号	都道府県番号	市町村番号	検証番号
合 併 後	柳 川 市	国保一般		40	008	5
		国保退職	67	40	008	5
		老 人	27	40	008	4
		乳 幼 児	81	40	008	7
		障 害 者	80	40	008	8
		母 子	90	40	008	6
現 行	柳 川 市	国保一般		40	008	5
		国保退職	67	40	008	5
		老 人	27	40	008	4
		乳 幼 児	81	40	008	7
		障 害 者	80	40	008	8
		母 子	90	40	008	6
	大 和 町	国保一般		40	107	5
		国保退職	67	40	107	5
		老 人	27	40	107	4
		乳 幼 児	81	40	107	7
		障 害 者	80	40	107	8
		母 子	90	40	107	6
	三 橋 町	国保一般		40	108	3
		国保退職	67	40	108	3
		老 人	27	40	108	2
		乳 幼 児	81	40	108	5
		障 害 者	80	40	108	6
		母 子	90	40	108	4

3 記号・番号、受給者番号の変更について

① 国民健康保険被保険者証

合併前の柳川市被保険者証の記号番号は、今までと変わりません。
大和町、三橋町の被保険者証は、変更になりますのでご確認下さい。

② 老人医療証等各種医療証

平成17年4月1日からすべて変わります。各種医療証でご確認下さい。

4 変更の見分け方について

① 国民健康保険被保険者証

例年のように、4月1日から被保険者証の色が変わります。

4月から 桃色

② 老人医療証等各種医療証

発行日で判別して下さい。

合併日（平成17年3月21日）前までに発行した老人医療証等各種医療証は、平成17年4月1日以降は使用できません。

また発行機関名が、「柳川市長」とはなっていません。

合併後、柳川市長選挙が終わるまで（平成17年5月上旬頃まで）は

「柳川市長職務執行者」となっています。

＝新市長決定後もそのまま使用できます。＝